

Ⅵ章 ふれあいと連帯を広げる地域づくり(交流・コミュニティ)

1 コミュニティ

- (1) コミュニティ活動の推進
- (2) 活動施設の充実



町内会活動（餅つき大会）



膝折市民センター

現状と 課題

- 地域意識の希薄化や市民の価値観の多様化などが、自治会・町内会加入率の低下などに繋がっています。防犯・防災や子育て、地域福祉など地域の課題を解決するために今後ますます自治会等地域コミュニティの果たす役割が重要ですが、高齢化や担い手不足などの問題を抱えています。
- マンションや新規開発の住宅地などでは、開発の段階から自治会結成を促すなど新たな方法の検討も必要です。
- 活動拠点としての市民センターは8か所に増えました。今後は、市民センターなどの運営や利用で、地域の協議会組織の育成などの検討が課題となっています。

施策概要

- 市内コミュニティづくりの核である自治会やコミュニティ協議会の活動の活性化を図るとともに、地域での魅力ある活動例を市民に伝えるなど、地域意識の醸成に努めます。
- コミュニティ活動の拠点として市民センター、市民会館、コミュニティセンターなどの管理運営を行うとともに施設の利便性向上に努めます。

具体的な施策

(1) コミュニティ活動の推進

①コミュニティづくりの促進

- 防犯・防災、子育て、高齢者対策など地域の課題を地域住民によって解決できるようコミュニティづくりを促進します。

②コミュニティ活動の活性化

- 自治会活動やコミュニティ活動に加え、朝霞市民まつり「彩夏祭」などのイベントへの支援を行い活動の活性化を図ります。
- 自治会等地域コミュニティを結成していない一団の世帯に対して、新たな自治会等の結成や既存の自治会への加入を促す方法の検討を行い、合わせて広報活動や転入者への働きかけを行っていきます。

(2) 活動施設の充実

①コミュニティ施設の利用促進

- 身近な活動施設の利用促進のため、市民ニーズの把握に努め、市民センター、市民会館、コミュニティセンターなど既存施設の利便性向上に努めます。また、施設の管理運営を市民と協働*で行うことなどの検討を進めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
自治会加入率	54.1%	49.8%	60.0%	自治会・町内会加入世帯の割合
市民センター利用率	52.8%	52.5%	57.8%	市民センター全館、全室の利用率

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

2 市民活動

- (1) 市民活動への支援
- (2) 活動環境の充実



公園・緑地ボランティア活動



市民活動支援ステーション※



現状と 課題

- 市内で活動するNPO※・市民活動団体が増加し、それぞれの活動も活発化しています。今後はともに地域で活動する自治会・町内会と共通の課題解決のために連携することや、ネットワーク組織を通じて積極的な情報提供に努める必要があります。
- 市民活動支援ステーション※の開所を契機にNPO※など市民活動団体が増えつつあります。活動しやすい環境づくりのため、団体と人と活動をつなぐことが大切で、コーディネーター役を果たす市民活動支援ステーション※の役割が重要となっています。

【公園・緑地、道路の管理に係るボランティア団体登録数（累計）】

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
公園・緑地（団体）	6	9	10	13	18
道 路（団体）	3	10	12	14	15

資料：都市計画課、道路交通課

施策概要

- 市民が、いつでもNPO[※]や市民活動に参加できるよう情報提供を行うとともに、活動団体とネットワーク組織への支援を行います。
- 市民活動支援ステーション[※]において市民活動に関する情報を発信し、活動の活性化を図るとともに、団塊世代を中心としたシニアの活動を支援するため、シニア活動センター[※]機能の充実を図ります。また、ガイドブックやおとどけ講座などにより学びや活動の機会を広げます。

具体的な施策

(1) 市民活動への支援

①情報の提供とネットワーク化

- さまざまな市民活動に関する情報を収集・提供するとともに、団体間の交流を促進しながら、情報のネットワーク化を進め、活動の活性化と拡充を支援します。

②市民活動の育成支援

- セミナー等の開催や情報提供により、市民活動に対する関心を喚起するとともに、活動の組織化や団体運営の支援を行います。

(2) 活動環境の充実

①活動拠点の充実

- 市民活動における情報収集や意見交換をする市民活動支援ステーション[※]のほか、シニア世代の活動を支援するセンターを運営し、市民活動の一層の活性化を図ります。

②活動機会の提供

- 活動を始める契機となるようなセミナーや活動成果の発表会、各種イベントを開催し、生涯学習の機会の拡充を図ります。

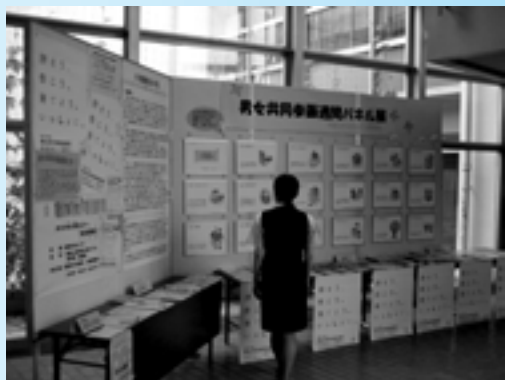
成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
市民活動支援ステーション [※] 利用団体数（月平均）	—	45団体	55団体	月平均の延べ利用団体数
市内NPO [※] 法人の数	—	27団体	40団体	市民活動団体のうち国及び県の認証を取得している団体（累計）
NPO [※] ・ボランティアとの協働 [※] 事業の実施数	—	34件	50件	市とNPO [※] 等が実施した協働 [※] 事業で県に報告した件数
ボランティア団体数 （公園・緑地） （道路）	6団体 3団体	18団体 15団体	20団体 20団体	公園・緑地、道路の管理に係るボランティア団体登録数（累計）

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

3 男女平等

- (1) 男女平等を進めるための積極的な情報提供、教育・学習体系の確立
- (2) 性の尊重と異性間の暴力の根絶
- (3) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画
- (4) 男女の自己実現支援



男女共同参画週間パネル展



男女平等推進情報紙そよかぜ

現状と課題

- 法制度の整備が進み、男女平等推進行動計画に基づく施策が推進されています。さらに、暮らしに密着した情報提供により、依然として残るジェンダー（女らしさ、男らしさというような社会的・文化的に作られる社会的性別）意識の解消に繋げ、男女平等に対する市民の理解を深めていく必要があります。
- DV[※]の被害経験者は増加傾向にあります。DV[※]防止基本計画を推進するとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV[※]の防止及び被害者の支援に関する施策を充実させる必要があります。
- 女性の社会進出は進んでいますが、指導的立場への女性の参画が進まないことから、啓発活動に力点を置き、リーダー的立場に着くことを積極的に受け入れるといった女性の意識改革が必要です。
- 女性の自己実現への意識が高まり、さまざまな分野へのチャレンジを希望しています。ワーク・ライフ・バランス[※]（仕事と生活の調和）についての情報提供や自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習の機会の提供が必要です。

【女性総合相談】

	相談内容の件数(件)	相談人数(延べ)
平成17年度	147	112
平成18年度	188	133
平成19年度	237	173
平成20年度	178	140
平成21年度	175	152

資料：人権庶務課

施策概要

- 男女平等に関する市民意識調査や事業所アンケートを実施し、現状の把握に取り組み、学校、家庭、地域での男女平等に関する学習機会の充実を図ります。
- DV*防止及び被害者の保護のための基本計画を推進し、被害者等への支援体制の充実を図り、「性と生殖に関する健康と権利」についての理解が深まるよう、情報提供に取り組みます。
- 市の政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画を推進し、事業所に対し、職場や就業における男女格差の改善について協力を呼びかけていきます。
- 仕事と家庭生活・地域活動とのバランスがとれたライフスタイルを提案するための情報提供に取り組み、自己実現へのチャレンジを支援する学習機会を提供します。

具体的な施策

(1) 男女平等を進めるための積極的な情報提供、教育・学習体系の確立

①男女平等を進めるための積極的な情報提供

- 市が目指す男女平等の社会像について、市民一人ひとりの理解が深まるよう積極的な情報提供に努めます。

②男女平等を進める教育・学習体系の確立

- 性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人ひとりが気づき改善する力を養えるよう、男女平等を進める教育・学習体系を確立します。

(2) 性の尊重と異性間の暴力の根絶

①性の尊重と異性間の暴力の根絶

- 若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利」について情報提供するとともに、異性間における暴力を否定する社会的認識を徹底するなど、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会を目指します。

(3) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

①政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

- 市の施策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進します。

②積極的格差是正措置の具体化

- 事業所に対し、男女間の格差を改善するため、是正措置の実施を呼びかけます。

(4) 男女の自己実現支援

①男女の自己実現支援

- 市民一人ひとりが、社会のあらゆる分野において自己実現を果たせるよう、能力開発等についての学習機会の提供に努めます。また、男女の自己実現を支援する推進拠点施設の設置を目指します。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
社会通年・慣習などで男女の地位は平等であるとする市民の割合	9.8% ★1	8.4%	20.0%	男女平等推進行動計画策定時に実施したアンケートにより、男女の地位が平等であるとする市民の割合
配偶者等から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	53.2% ★1	68.7%	80.0%	男女平等推進行動計画策定時に実施したアンケートにより、暴力を受けた場合に誰かに相談したことがある女性の割合
市内事業所における管理職に占める女性の割合	3.6% ★2	15.7%	20.0%	男女平等推進行動計画策定時に実施したアンケートにより、管理職に占める女性の割合
「あさか男女（ひと）の輪サイト」を知っている市民の割合	—	0.7%	20.0%	男女平等推進行動計画策定時に実施したアンケートにより、「サイト」を知っている市民の割合

◆成果指標のうち「現状値」は、平成22年6月に実施した市民意識調査及び事業所アンケートによる数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

★1は、平成16年7月に実施した市民意識調査による数値です。

★2は、平成16年6月に実施した事業所アンケートによる数値です。

4 国際化

- (1) 外国人が暮らしやすいまちづくり
- (2) 国際理解の推進



小学校の外国語活動*



外国人ハンドブック
(英語、中国語、ポルトガル語、韓国語)

現状と 課題

- 外国人は年々増加しており、外国人を地域社会の一員として受け入れる体制を整えることが求められています。国際化基本指針に基づき「だれにもやさしい朝霞づくり」を目指して国際化施策を進めています。外国人の悩みや要望の把握に努め、どのような情報を必要とし、どのように情報提供するのが適切か考えていく必要があります。
- 国際交流協力団体と協働*で事業を進めてきましたが、日本人の国際交流に対する意識がまだ低いことから、地域社会に対する意識啓発の必要があります。また、小学校においては教員が主体的に外国語活動*の授業に取り組むための意識改革と指導力の向上が求められています。

【国籍別登録者数】

(各年1月1日現在)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
世帯数 (世帯)	1,786	1,835	2,009	2,128	2,168	2,166	
総数 (人)	2,373	2,401	2,634	2,820	2,877	2,863	
国籍	韓国及び朝鮮	455	481	540	534	563	514
	中国	944	1,007	1,155	1,305	1,254	1,359
	ブラジル	289	268	274	277	286	231
	フィリピン	280	258	274	287	271	271
	アメリカ	52	45	46	50	57	50
	パキスタン	29	25	21	26	28	35
	ペルー	20	23	15	16	13	16
	イギリス	24	20	22	19	22	18
	その他の国籍	278	272	285	361	324	367
無国籍	2	2	2	2	2	2	

資料：総合窓口課

施策概要

- 外国人ハンドブックや広報紙による情報提供を行うとともに、悩みやトラブルに対する相談体制づくりに努めます。また、外国人市民が暮らしやすい環境をつくるため、市内で活動している国際化関係団体と協働^{*}し、多文化共生の理解を進めます。
- 国際交流の団体等と協働^{*}し、外国人市民との相互交流の機会を提供します。
- 小学校に外国人講師及び日本人支援員を、また、中学校にAET（英語指導助手）を派遣し、担当教員と連携し、外国語活動^{*}の指導の充実に努めます。

具体的な施策

（１）外国人が暮らしやすいまちづくり

①外国人が暮らしやすい環境づくり

- 日常生活のさまざまな場面における必要情報を提供するとともに、悩みやトラブルに対応する相談窓口の充実などコミュニケーション支援に努めます。また、学習、労働、防災など生活に密着した分野での情報提供などに努めます。

②市民団体の育成・支援

- 外国人の地域での暮らしを支援するために、市民や市民団体が行う活動への支援と育成に努めます。

（２）国際理解の推進

①交流活動の推進

- 外国人との相互理解を促進するため、市民の自主的な交流活動を積極的に支援するとともに、地域でのイベントやまちづくりへの外国人の参加を促進します。

②学習機会の充実

- 小学校における外国語活動^{*}の実施に向け専任外国人講師等の配置や中学校におけるAET（英語指導助手）による授業など、外国語の教科指導の充実に努めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
国際交流に取り組む市内の団体数	—	10団体	15団体	市民活動団体のうち国際化に取り組む団体

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

5 人権

- (1) 人権が尊重される社会の構築
- (2) 人権教育・啓発活動の推進
- (3) 連携・支援体制の充実



人権と平和パネル展



人権の花運動

現状と 課題

- 人権尊重のための教育活動や啓発事業を実施しています。さらに、人権侵害の実態に真摯に向き合うため、差別や虐待などの人権侵害について、分かりやすい情報提供が必要です。
- 人権問題は、当事者意識を持つことが難しい問題です。人権問題の正しい認識を深め、さまざまな人権問題の解決に向け、学習機会を提供し、人権教育・人権啓発の推進を図る必要があります。
- 人権侵害等の事案は、全国的に増加傾向にあります。人権侵害被害者等を支援するため、相談体制の充実を図り、市民が相談しやすい環境づくりが必要です。また、国や県、関係機関との連携をさらに強めていく必要があります。

施策概要

- さまざまな人権問題の解決に向けた調整を図るとともに、人権と平和の大切さを伝える活動を実施します。また、同和問題の早期解決に向け、関係機関・関係団体と連携・調整を図ります。
- 市民の人権尊重の意識を高めるため、さまざまな学習機会を提供するとともに、人権教育や人権啓発活動を推進します。
- さまざまな人権問題の解決に向けた庁内関係課との調整を図り、各種相談事業の充実に努めるとともに、庁内各課・関係機関との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。

具体的な施策

(1) 人権が尊重される社会の構築

①さまざまな人権問題の解決に向けた施策の推進

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、その他さまざまな人権問題の解決に向け、総合的かつ効果的な人権施策を推進します。

(2) 人権教育・啓発活動の推進

①人権教育の推進

- 学校、地域、職場など、それぞれの状況に応じた人権教育の推進を図ります。

②啓発活動の推進

- 講演会や研修会、啓発冊子の配布などによる人権意識の高揚に努めるとともに、市民がさまざまな人権問題に関心が持てるよう、より効果的な啓発活動を推進します。

(3) 連携・支援体制の充実

①関係機関等との連携

- 人権問題は市行政だけで解決できるものではないため、国、県、近隣市町村、学校、事業所、民間団体及び関係機関等との連携に努めます。

②相談・支援体制の充実

- 身近で気軽に相談できるよう、相談機能の強化に努めながら、専門家などを含めた支援体制づくりを進めます。

成果指標

指標名	平成17年度	現状値	目標値	指標の説明・意図
人権に関する研修会・講座参加者数	626人	545人	600人	人権研修会等の年間参加者数

◆成果指標のうち「現状値」は、平成21年度末の数値で、「目標値」は、平成27年度末までの数値です。

